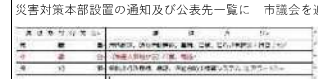



荏崎市地域防災計画 変更点一覧

ページ	区分	変更内容	変更理由
① P4	総則編	第3章 防災と減災の基本方針 「また、避難生活において、避難行動要支援者、要配慮者、外国人等に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するなど、避難所生活の環境改善に取り組みものとし、そのため防災に関する政策などの決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立も必要である。」を追加	要配慮者等への配慮及び男女共同参画の視点を追加
②③ P32・33	行政編	「防災業務に従事する職員及び一般住民等に対して、次のとおり防災知識の普及を図る。」の後に 「その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。」を追加 第5 防災訓練の実施 「市は、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう、災害時初動訓練、避難所運営訓練など、実践的な訓練を行う。」の後に「避難所運営訓練時には、避難所運営の責任者に男女双方を配置するなど、お互いの意見を取り入れられる体制づくりに努める。」を追加	
④⑤ P34・35	行政編	5 防災拠点整備計画 「防災拠点」を「地域防災拠点」に修正 項目ウの差し替え及び土地利用イメージ図の追加	
⑥ P58	行政編	第13節 要配慮者対策の推進 第1 社会福祉施設対策の推進 「6 個別避難計画の作成 市は、要支援者から提出された届出書兼同意書に基づき、関係部署及び避難支援等関係者と協議して、個別避難計画の作成に努める。」を追加	市（福祉課）で作成する「避難行動要支援者名簿」の活用として災害対策基本法において努力義務項目 災対法 第49条の14
⑦ P62	行政編	3設置及び廃止の通知 「災害対策本部の標識を荏崎市役所に掲示する」を「災害対策本部の標識を本部設置場所に掲示する」に改める。 災害対策本部設置の通知及び公表先一覧に 市議会を追加 	議会運営に関する研究会 議会BCP班より、本部設置場所の連絡を本編中に明記することの依頼あり

荏崎市地域防災計画 変更点

ページ	区分	変更内容	変更理由
⑧ P112	行政編	避難所の開設及び運営 「避難所の運営は生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮するよう『避難所運営マニュアル』の見直しを進める。改訂後は広報、SNS等で周知し、地区長連合会総会、自主防災連絡協議会などで周知する。」を追加	男女共同参画の視点を追加
⑨ P144	行政編	県地震被害予測 (R5) を受け、全面変更 前回想定で対象とした地震のうち活断層については、その後に評価が大きく変わっているため、今回の検討では設定が見直される。震源断層モデルは基本的に内閣府J-SHS地震ハザードステーションから公表されているものが採用されており、山梨県に影響の大きいものを採用している。 県作成の地震被害予測から、荏崎市に影響の大きい地震、30年間発生確率の高い地震を採用した。	山梨県地震被害想定調査結果 R5/5/26発表 
⑩ P215	市民編	差し替え 家庭の減災力づくり12項目 →「家庭の減災力づくり項目」に変更 12項目→災害毎の項目に変更 理由：災害種別とした	
⑪ P217	市民編	追加 地区・地域の減災力づくり項目 理由：これまで記載がなかったので追加。	
⑫ P220	市民編	追加 「2地区タイムライン実現への支援マップ」関係説明文追加 「3 避難行動要支援者個別避難計画の共有と提出」追加 理由：国の指針から「避難行動要支援者個別避難計画」を地区・地域から市に毎年提出する必要がある、令和6年度から実施するため関連記述を追加。	
⑬ P236,238,239	資料編	市機構改革による災害対策本部編成表、分掌事務の修正	
⑭ P261,262	資料編	指定緊急一時避難所と指定避難所の一覧分離	P109 指定緊急避難場所の説明にて、「指定緊急避難場所は、指定避難所及び指定福祉避難所と同じ施設とし、避難者の対象地区は設けない」と明記しているため、対象地区を設けない一覧とした。

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

全課・機関共通

第1 葦崎市防災会議

葦崎市防災会議は、災害対策基本法第16条に基づき設置する。

1 所掌事務

- (1) 葦崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 葦崎市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 防災会議会長及び委員

葦崎市防災会議は、会長を市長とし、委員については、葦崎市防災会議条例第3条のとおりとする。

第2 葦崎市災害対策本部

葦崎市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2に基づき設置する。

なお、所掌事務及び組織等については、本編第2部地震災害部第3章第2節「職員配備計画」に定めるところによる。

第3 葦崎市災害警戒(水防)本部

本編第2部地震災害部第3章第2節「職員配備計画」及び「葦崎市水防計画」に定めるところによる。

第2節 防災知識の普及・防災訓練

全課・機関共通

防災業務に従事する職員及び一般住民等に対して、次のとおり防災知識の普及を図る。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。

第1 職員に対する防災教育

1 防災気象講習会

防災気象についての講習会等を、甲府地方気象台等と協力して実施する。

2 研修会

災害対策基本法等の法令に関する説明、研究を行い、土木、水防、建築、防災、営農その他防災技術の習得を図る。

3 検討会

防災訓練とあわせて開催し、業務分担等の認識を深める。

4 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

P32

3 地区防災計画

自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、地区居住者等から提案があった場合等に、葦崎市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

計画提案を行おうとするものは、その全員の氏名及び住所等を記載した提案書に地区防災計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて、葦崎市防災会議へ提出しなければならない。

葦崎市防災会議は、提案があった場合、地区防災計画の地域防災計画への規定の必要の有無を判断し、必要と判断した場合、地域防災計画を修正し、地区防災計画の一部または全部を規定する。

第3章 防災と減災の基本方針

自助とは、住民一人ひとりが自分自身の生命や財産を守ることをいう。

共助とは、住民が避難時や避難所などで互いに助け合うことをいう。

公助とは、公的機関が住民を守ることをいう。

防災とは公助を原則に、自然災害が発生しても、本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

減災とは自助と共助を原則に、災害が発生しても被害を最小限にとどめるための平時の取り組みをいい、この力を減災力という。

葦崎市は、平成23年7月に「**減災力の強いまちづくり宣言**」をした。

- 1 減災力の強い家庭づくり
- 2 減災力の強い地域づくり
- 3 減災力の強い行政づくり

このことを踏まえ、本計画で基本方針を定めるものである。

災害対策は、発災前の災害予防と、発災後の応急対策、復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながるものである。

また、避難生活において、避難行動要支援者、要配慮者、外国人等に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するなど、避難所生活の環境改善に取り組むものとし、そのため防災に関する政策などの決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立も必要である。

以下にその概要を示す。

第1 災害予防

- 1 減災力の強いまちづくりを実現するため、自主防災組織の強化、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、防災訓練の実施等を行う。
- 3 住民の減災・防災活動を促進するため、住民への減災や防災思想・知識の普及、訓練の実施、並

P4

第1 防災施設の整備

1 通信連絡設備

本市では、災害時における電話の輻輳、又は有線途絶時に備え、県防災行政無線、防災行政無線を整備している。市は、定期的に保守点検を実施するとともに、その運用の習熟に努めるものとする。

2 防災倉庫等

水防資機材を保管する水防倉庫は、災害発生危険予想地との距離等を考えて配置するものとし、支援助物資や避難所運営に必要な資機材を保管する備蓄倉庫は、指定避難所となる施設の敷地内に順次設置するよう努める。また、市は小中学校等に配置している既存の備蓄倉庫について、在庫管理等適切な維持管理を行う。

3 指定避難所

市においては、資料編に掲載のとおり避難所をあらかじめ指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、災害に対し安全な建物、広場などをあて、さらに給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するよう考慮するものとする。

資料編 ○指定避難所一覧

4 市庁舎

災害時に指揮命令機関である災害対策本部が設置されるため、機能の維持・強化を図る必要があることから、耐震化の実施や非常用電源（発電機）等の点検及び点検結果に基づき必要に応じた更新等を行う。

5 地域防災拠点整備計画

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、その規模及び被害の状況により、市外からの広域応援や救援物資の供給などが想定されるが、被災地域、避難施設への救援活動を迅速かつ円滑に行う必要があることから、市は、**地域**防災拠点となる施設を計画し、積極的に整備を推進する。

(2) 指定方針

ア 広域応援活動等の拠点となり得る施設について、関係部署と協議の上、**地域**防災拠点に指定する。

イ 指定にあたっては、市内各地域での被災を想定しながら、アクセスルートとなる幹線道路（緊急輸送路）からの利便性、活用できる施設の能力や規模等を考慮する。

(3) 地域防災拠点の機能

ア 施設が果たす機能

- ① 災害対策本部代替施設として機能を有した施設、場所
- ② 市の災害備蓄品が保管可能な施設、場所
- ③ 指定避難所等として機能を有した施設、場所

イ 物資集積拠点

県内外からの救援物資の「受入れ」、「仕分け」、「保管」及び「配送」を行い、被災地域の避難所等へ輸送するための機能を有した施設。

5 印刷物等の配布

災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

第2 市民に対する広報

市は、次により市民に対して防災・減災知識の普及を図る。

1 啓発の方法

- (1) 広報紙（「広報にらさき」）の活用
- (2) 防災行政無線、韮崎市ホームページ、FMコミュニティラジオ局等の広報媒体の活用
- (3) 出前塾等の活用
- (4) 防災関係資料の作成、配布
- (5) 防災行政無線やJ-ALERTと連携した防災・気象情報をにらさき防災・行政ナビ、防災・防犯メールマガジン、Twitter、市ホームページへの配信

第3 学校教育における防災教育

市は、次により幼児・児童・生徒等に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

市は、独自に、又は防災関係機関の協力を得て、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

第5 防災訓練の実施

市は、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう、災害時初動訓練、避難所運営訓練など、実践的な訓練を行う。

避難所運営訓練時には、避難所運営の責任者に男女双方を配置し、お互いの意見を取り入れられる体制づくりに努める。

また、自主防災組織に向けても、訓練実施の促進や訓練内用のアドバイス等に努める。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

総務課	市民生活課
建設課	上下水道課
消防団	峡北消防

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備を推進する。

【参考資料】地域防災拠点
イメージ図 拡大

災害時



ウ 地域防災拠点として整備する施設（計画）

開設が必要とされる場合の地域防災拠点施設を次のとおり計画する。

施設名称	所在地	機能	対象施設
		災害対策本部代替施設	多目的ルーム
		災害備蓄品保管施設	防災備蓄倉庫
		指定避難所	アリーナ・柔道場・多目的ルーム
		物資集積拠点	アリーナ
		受付・救護・個別相談	会議室等事務エリア
		女性優先スペース	トレーニングルーム
		乳幼児スペース	キッズスペース
		掲示板等情報共有スペース	エントランスホール
		非常用発電設備	72時間対応
		耐震性防火水槽	60 t
		マンホールトイレ	8基
		緊急避難場所（避難ゾーン）	駐車場約250台

【土地利用イメージ】

平常時

災害時



⑤

第2 防災資機材の整備

1 点検整備の実施

点検整備は各自防災組織にあっては区長、各施設（機関）、各事業所において施設責任者、消防団にあっては各部長があたり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。

2 点検整備を要する防災資機材と保管機関

第2章 発災後の応急対策計画

第1節 応急活動体制

全部班・機関共通

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 韮崎市災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、韮崎市災害対策本部を設置する。

1 設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なおかつ防災の推進を図る必要があると認めるとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 市内で震度が6弱以上の地震を記録したとき。
- (4) その他市長が必要と認めた場合。

2 廃止の時期

災害対策本部は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を**本部設置場所**に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
市職員	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭、にらさき防災・行政ナビ
市議会	(秘書人事班から) 口頭、電話
県知事	県防災行政無線、電話、県総合防災情報システム(Lアラート)
中北県民センター	県防災行政無線、電話、県総合防災情報システム(Lアラート)
峡北広域行政事務組合消防本部	県防災行政無線、電話
甲斐警察署	電話
近隣市町村	県防災行政無線、電話、県総合防災情報システム(Lアラート)
市内関係機関	防災行政無線、電話、連絡員
一般住民	防災行政無線、広報車、連絡員、にらさき防災・行政ナビ、Twitter、市ホームページ防災・防犯メールマガジン
報道機関	電話、口頭、文書、県総合防災情報システム(Lアラート)

4 災害対策本部の設置場所

韮崎市役所に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には被災状況に応じ、次のとおり市長が指

福祉課は、避難行動要支援者名簿を原則年1回以上更新する。

(5) 避難行動要支援者名簿の管理に関する事項

避難行動要支援者名簿の提供を受けた関係機関は、名簿情報を適正に管理する。

5 同意者名簿

福祉課は、避難行動要支援者名簿に記載された者のうち、要配慮者支援組織への情報提供に同意した者を把握し、同意者名簿を作成・提供することができる。

(1) 同意者名簿の提供

福祉課は、支援組織が所在する地域内に居住する避難行動要支援者名簿に記載された者に対して、平常時からの支援組織への情報提供について意向を確認し、支援組織への情報提供に同意した者を記載した同意者名簿を支援組織へ提供する。

災害対策基本法第49条の1第2項に定める、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、提供を行わないこととする。ただし、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

- ① 峡北広域行政事務組合消防本部（韮崎消防署）
- ② 山梨県警察本部（甲斐警察署）
- ③ 韮崎市民生委員児童委員協議会
- ④ 韮崎市地区長連合会（自主防災組織）
- ⑤ 韮崎市消防団

(2) 同意者名簿の更新に関する事項

福祉課は、同意者名簿を原則年1回以上更新する。

(3) 情報漏えいを防止するための措置

福祉課は、支援組織において、要配慮者情報の適正な管理が図られるよう、情報漏えいの防止のために次の措置を講ずることとする。

- ① 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ② 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施設可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- ③ 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。

6 個別避難計画の作成

市は、要支援者から提出された届出書兼同意書に基づき、関係部署及び避難支援等関係者と協議して、個別避難計画の作成に努める。

第2 在宅高齢者・障がい者等の要配慮者対策

1 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市は、虚弱なひとり暮らし高齢者に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、

⑥
P62

P58

第1章 地震（突発性）災害の概要

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、資料編「東海地震に関する事前対策計画」をもって充てる。

第1節 想定地震

第1 想定地震

山梨県で想定調査を行った地震のうち、韮崎市に大きな被害を及ぼす地震としては、次の地震が想定される。

- ①南海トラフを震源とする地震
- ②首都直下型地震 M7クラス（立川市直下地震）
- ③活断層による地震
 - ・糸魚川―静岡構造線断層帯（中南部区間・南部区間）
 - ・曾根丘陵断層帯

1 海溝型

南海トラフを震源とする地震

南海トラフ地震は、南海トラフ（駿河湾から日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する区域）沿いのプレート境界を震源とする地震で概ね100～150年間隔で発生し、発生間隔や震源域の広がり方に多様性があるので正確に予測するのは困難である。最後の地震から70年以上が経過しており、次の大規模地震の切迫性が高まっている。

内閣府は平成26年3月「南海トラフ地震防災対策推進地域」として全国707市町村を指定した。県内では、丹波山村及び小菅村を除くすべての市町村が指定された。これにより、本部第5章のとおり南海トラフ地震防災対策推進計画を策定した。（今回想定調査は南海トラフ地震のうち東側ケース）

首都直下地震（M7クラス・立川市直下）相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震

2 活断層による地震

- ・糸魚川―静岡構造線断層帯（南部区間・中南部区間）※南部区間は前回想定での「釜無川断層」にあたる。中南部区間は30年間の発生確率が南部区間よりも高い。
 - 山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震
- ・曾根丘陵断層帯 前回調査「曾根丘陵断層」主要活断層態の一つ。

P145

行政編

第2部 地震災害対策部

P144

第2 地震動の予測結果

各想定地震に対する地震動結果として、別紙（図1～図3）に山梨県全域及び韮崎市周辺の地表震度分布図及び液状化危険度を示した。以下想定地震の予測結果の概要。

- ・**南海トラフの巨大地震（東側ケース）** 震源域から離れた山地区を除き、県全体で概ね震度5強以上の揺れが想定される。震源に近い県中西部や甲府盆地等の特に揺れやすい地盤の一部地域においては最大震度7の揺れが想定される。韮崎市では最大震度6強と予測される。
- ・**首都直下地震M7（立川市直下）** 震源断層に近い県東部及び富士五湖地域の揺れが比較的大きく、富士五湖地域の一部地域で最大震度6強の揺れが想定される。韮崎市では最大震度5弱と予測される。
- ・**糸魚川―静岡構造線断層帯中南部区間** 震源断層に近い北杜市の北西部で震度6強～震度7の揺れが想定される。韮崎市では最大震度5強と予測される。
- ・**糸魚川―静岡構造線断層帯南部区間** 震源断層周辺の広範囲で震度6弱以上の揺れが想定され、一部で震度6強と震度7となる。韮崎市では最大震度7と予測される。
- ・**首根丘陵断層帯** 甲府市を中心に甲府盆地に震度7領域が広く分布される想定される。韮崎市への影響は最大震度5強と想定される。韮崎市では最大震度6強と予測される。

液状化危険度の予測結果 別紙（図3及び図8）

- ・**南海トラフの巨大地震（東側ケース）** 甲府盆地に液状化危険度の高い地域が広く分布しており、韮崎市では図3のとおり釜無川西側に、やや危険度が高いもしくは高いと予測された部分が分布している。
- ・**首都直下型地震M7（立川市直下）** なし、又は全体的に極めて低い～低い。
- ・**糸魚川―静岡構造線断層帯中南部区間** なし、又は全体的に極めて低い～低い。
- ・**糸魚川―静岡構造線断層帯南部区間** 一部危険度が高い地域が分布している。

第3 想定結果に基づく本市の取り組み

県地震被害想定調査結果により、本市に最も被害をもたらすとされる地震は「**糸魚川―静岡構造線断層帯南部区間**」による地震で、市の大部分で震度6弱以上の大きな地震による揺れが想定されており、この地震が発生した場合には軽症者314名、重傷者123名、死者は69名の被害が発生するものとされている。被害を少しでも軽減するために、市は、住居耐震化の必要性の周知徹底、火災の延焼を食い止めるための消防力の強化等に努めるものとする。

また、地震発生後の停電、断水に備え、備蓄物資需要量予測等を参考に日頃から物資の見直しや資機材等の備蓄を行うとともに、家庭、職場での備蓄を行うよう広報に努める。

●調査結果の留意点

- ・調査結果はあくまで予測（目安）であり、実際の発災時には地震動をはじめ被害の状況は想定と異なることも予想される。
- ・想定地震の震源や規模についてはあくまでも想定であり、想定通りの地震が必ずしも発生するとは限らない。
- ・想定地震以外にも、甚大な被害を及ぼす地震が発生する可能性があるという認識をもつ必要がある。
- ・被害想定は、地震動、建物データ、予測手法など、さまざまな要素をかけた結果である。条件が少しでも変わると被害は変化するものである。

第2節 被害想定

内閣府は平成24年に今後30年以内の発生確率が70%～80%とされる南海トラフの巨大地震の被害想定を示し、加えて、未曾有な被害をもたらした東日本大震災（平成23年（2011年））のほか熊本地震（平成28年（2016年））など全国で発生した大規模な地震により、地震被害に関する様々な知見が得られている。

こうした中、県では、平成8年（1996年）の被害想定調査から約25年が経過したことを鑑み、新たな被害想定調査を実施し、令和5年（2023年）に「山梨県地震被害想定調査結果」を発表した。

第1 想定地震の概要等

想定地震の概要は次のとおりである。

1 想定地震

想定地震	タイプ	地震規模	30年間発生確率
①南海トラフの巨大地震（東側ケース）	海溝型	M9クラス（Mw9.0）	70～80%
②首都直下地震（M7クラス立川市直下）	海溝型	M7クラス（Mw7.3）	70%程度
③糸魚川―静岡構造線断層帯中南部区間	活断層型	M7.4（Mw7.3）	0.9～8%
④糸魚川―静岡構造線断層帯南部区間	活断層型	M7.6（Mw7.0）	ほぼ0～0.1%
⑤首根丘陵断層帯	活断層型	M7.3（Mw7.0）	1%



出典：山梨県地震被害想定調査結果

県調査対象の地震↑図の内、韮崎市に影響の大きい①、②、③、④、⑤を対象とした。

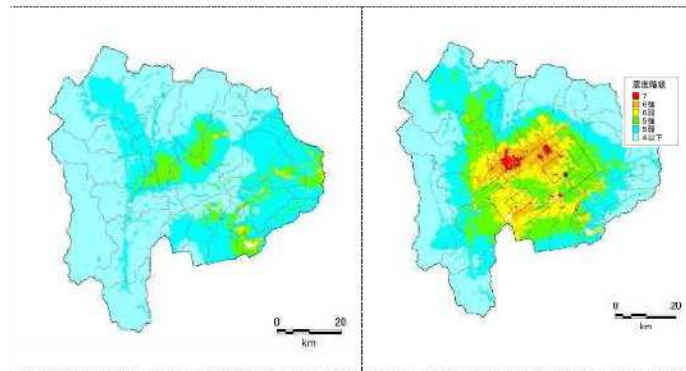


図4 地表震度分布
首都直下地震（立川市直下）

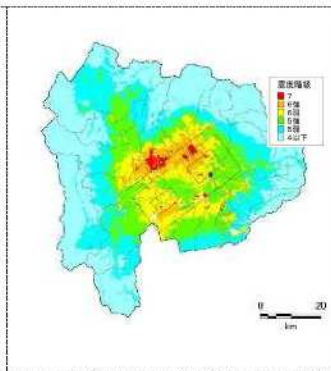


図5 地表震度分布
曾根丘陵断層帯

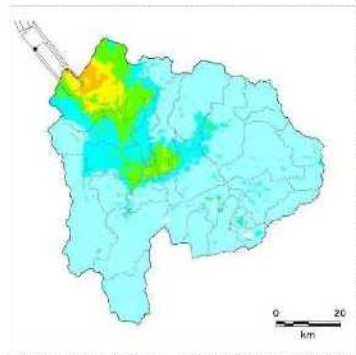


図6 地表震度分布
系魚川-静岡構造線 中南部区間

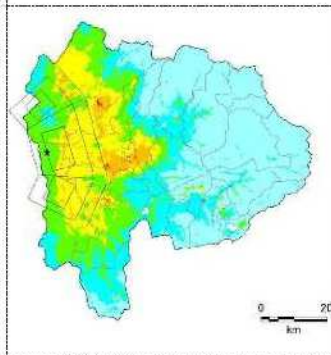


図7 地表震度分布
系魚川-静岡構造線 南部区間ケース2

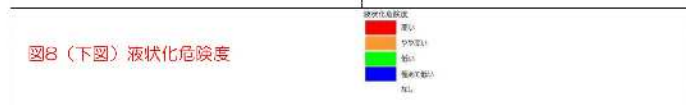
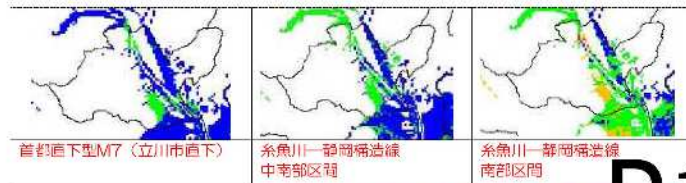


図8（下図）液状化危険度



首都直下型M7（立川市直下）

系魚川-静岡構造線
中南部区間

系魚川-静岡構造線
南部区間

図 出典：山梨県地震被害想定調査結果

P149

別紙

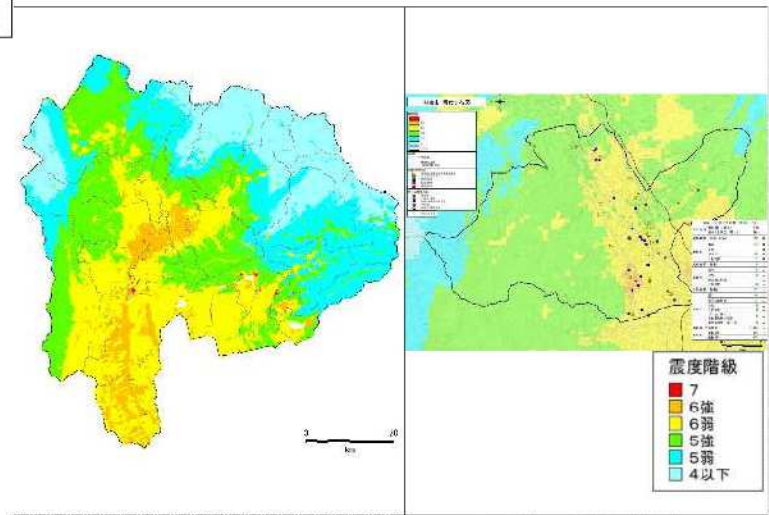


図1 地表震度分布 山梨県全域
南海トラフ地震 東側ケース

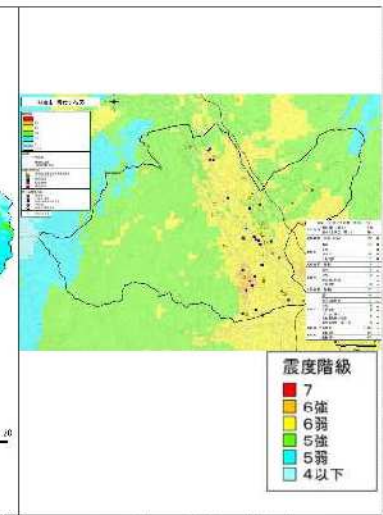


図2 地表震度分布 韮崎市周辺
南海トラフ地震 東側ケース

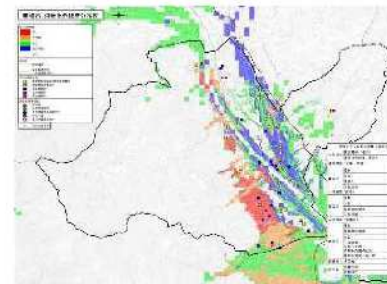
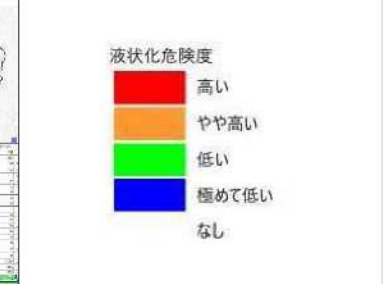


図3 液状化危険度
南海トラフ地震 東側ケース



液状化危険度
凡例

図 出典：山梨県地震被害想定調査結果
山梨県における地震被害の想定について
山梨県地震被害想定調査結果【令和5年】（令和5年5月26日発表）

URL：https://www.pref.yamanashi.jp/bousai/jishinnhigaisoutei/jishinnhigai_sotei_r5.html

P148



飲料水（リットル）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	29,000	18,000	2,000
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	4,900	2,200	50
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	54,000	39,000	7,100

毛布需要量（枚）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	590	1,800	390
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	680	610	340
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	5,600	6,900	2,800

携帯トイレ・簡易トイレ（回）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	800	1,800	80
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	150	70	0
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	14,000	15,000	1,900

オムツ（乳児・小児）（枚）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	70	250	90
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	80	80	80
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	640	940	640

オムツ（大人用）（枚）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	20	70	30
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	20	20	20
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	190	270	190

生理用品（枚）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	110	400	140
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	120	130	120
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	1,000	1,500	1,000

4 建築物

(1) 構造別年代別建物棟数（R3調査）

木造

	1951～ 1970	1971～ 1980	1981～ 1990	1991～ 2000	2001～
～1950年					
668棟	718棟	846棟	1,127棟	2,383棟	1,990棟

非木造

～1981年	1982～	木造・非木造合計
552棟	2,107棟	10,391棟

(2) 建築物被害想定結果

※合計欄が各項目合計に一致しないケースは、予測結果の計算過程での四捨五入によるものであり、県による公表数値を使用している。

想定地震	液状化		揺れによる被害		急傾斜地崩壊		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊		全壊	半壊
南海トラフ（東側ケース）	12	122	104	285	2	4	-	118	411
首都直下地震M7（立川直下）	2	23	0	1	0	1	-	2	24
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	4	42	140	328	1	2	-	145	372
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	11	107	1,384	1,362	2	3	-	1,396	1,472

前提条件

(1) 本県を250mメッシュを基本とし、甲府盆地周辺は50mメッシュに区切り想定

(2) 項目毎に別条件で想定

①人的被害：宅内にいるため被害が最大となる 冬 5時

②建物被害：火災が多く発生し被害が最大となる 冬18時

③削除

そのほかの項目でも被害が最大となる場合を条件としている。

本市における想定結果は、次のとおりである。

1 人的被害（冬：朝5時発生）

対象地震	死者	負傷者	要救助者数	
			うち重傷者	
①南海トラフ（東側ケース）	6	62	9	36
②首都直下地震M7（立川直下）	0	0	0	0
③糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	9	73	12	49
④糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	69	437	123	454

（数値の表示方法）：「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

④糸魚川静岡構造線断層帯南部区間は被害想定が3ケースあり、被害が最大になるケースを採用している。曾根丘陵断層帯は、発生確率、想定被害ともに④を下回るため予測結果は省略。

2 避難者数（夏：12時発生）

対象地震	1日後			1週間後			1カ月後		
	避難者数			避難者数			避難者数		
	避難所内	避難所外		避難所内	避難所外		避難所内	避難所外	
南海トラフ（東側ケース）	506	303	202	1,890	945	945	678	203	474
首都直下地震M7（立川直下）	17	10	7	25	12	12	17	5	12
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	570	342	228	610	305	305	570	171	399
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	4,681	2,809	1,873	6,850	3,425	3,425	4,681	1,404	3,277

3 備蓄物資需要量予測 8品目

食料（食）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	1,500	5,500	2,000
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	1,700	1,800	1,700
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	14,000	21,000	14,000

育児用粉ミルク（グラム）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	350	1,300	470
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	410	440	410
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	3,400	4,900	3,400

（数値の表示方法）：「-」は該当なし、「1000 未満」は一の位を四捨五入、「1000 以上 1 万未満」は十の位を四捨五入、「1 万以上」は百の位を四捨五入

・LPガス被害予測結果

想定地震	漏洩被害件数(件)
南海トラフ地震(東側ケース)	27
糸魚川-静岡構造線断層帯(南部区間)	39

*復旧については、個別に契約業者と対応していくことになるため、復旧日数の予測は行なっていない。

6 社会機能被害

応急住宅需要量予測結果

対象地震	応急住宅必要戸(戸)
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	570

(注) 県による算出方法 全壊・半壊棟数から応急仮設住宅の必要量を算定したもの。

医療機能支障 医療機能支障予測については、死者数が最大となる冬朝5時のケースを対象としている。(対象: 山梨県内全域)

なお、医療機能支障は過去に発生した地震の地震被害に関する統計データ等から被害量を算出した想定であり、必ずしも想定通りの被害が発生するとは限らない。

対象地震	転院患者数	医療対応力不足数(入院)	医療対応力不足数(外来)
南海トラフ地震(東側ケース)	490	3,700	20,000
首都直下地震M7(立川市直下)	40	3,000	160
糸魚川-静岡構造線断層帯(南部区間)	670	4,000	26,000

参考 備蓄物資需要量算出式

項目	前提とする被害量	算出式
①飲料水	断水人口	断水人口×1日×3リットル
②食料	避難所避難者 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数)×1日1人3食
③乳児用粉ミルク	避難所避難者 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数)×0歳人口比率×1人1日当たり必要量140g
④毛布	避難所避難者数	避難所避難者数×1人当たり必要枚数2枚
⑤携帯トイレ・簡易トイレ	避難所避難者 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数)×断水率×1人当たり使用回数5回/1日(※1)
⑥おむつ(乳児・小児用)	避難所避難者 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数)×0~2歳人口比率×1人1日当たり必要量8枚
⑦おむつ(大人用)	避難所避難者 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数)×必要者割合0.005(※2)×1人1日当たり必要量8枚
⑧生理用品	避難所避難者 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数)×12~51歳女性人口比率×1人1日1週間(7日間)当たり必要量30枚×1/7×1/4

※1: 仮設トイレの処理能力は、1台1日あたり携帯トイレ・簡易トイレ 250個分(50人*5回=250)とみなした(避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン、内閣府、平成28年4月より)。 ※2: 大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定したものの(中央防災会議幹事会(2016))

5 供給処理施設

・通信被害

携帯電話不通ランク予測結果 延焼による影響最大を考え、冬18時強風時を想定している。

1週間後の不通ランクはEとなり携帯電話の不通は解消されていると予想される。

想定地震	携帯電話の不通ランク			
	直後	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ地震(東側ケース)	A	E	E	E
首都直下地震M7(立川市直下)	E	E	E	E
糸魚川-静岡構造線断層帯(南部区間)	A	C	E	E

<携帯電話の不通ランク説明>

ランクA	停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%以上
ランクC	停電率、不通回線率の少なくとも一方が30%以上
ランクE	停電率、不通回線率がいずれも20%未満

一般電話(固定電話)通信被害予測

想定地震	通信支障回線数(回線)			
	直後	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ地震(東側ケース)	19,785	4,954	48	0
首都直下地震M7(立川市直下)	2,118	73	0	0
糸魚川-静岡構造線断層帯(南部区間)	23,543	10,490	177	0

・電力 影響の大きい夏12時を想定

想定地震	停電人口(人)			
	直後	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ地震(東側ケース)	22,333	5,592	54	-
首都直下地震M7(立川市直下)	2,391	82	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯(南部区間)	26,574	11,841	200	-

・水道 影響の大きい夏12時を想定

想定地震	断水人口(人)			
	直後	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ地震(東側ケース)	10,725	9,965	6,045	697
首都直下地震M7(立川市直下)	220	165	49	-
糸魚川-静岡構造線断層帯(南部区間)	16,546	15,742	10,764	1,718

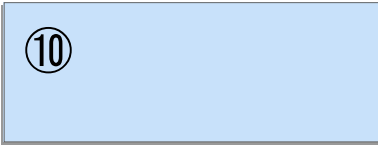
・下水道 影響の大きい夏12時を想定

想定地震	機能支障人口(人)			
	直後	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ地震(東側ケース)	1,236	932	277	47
首都直下地震M7(立川市直下)	430	255	2	2
糸魚川-静岡構造線断層帯(南部区間)	2,493	2,070	82	11

第2節 家庭の減災力強化

第1 家庭の役割

- 1 「自分の命は、自分で守る」を大原則とした家庭内安全対策への意識の醸成
- 2 警告性災害を想定した家庭内対策の整備
- 3 突発性災害を想定した家庭内対策の整備
- 4 家庭内自主訓練の実施
- 5 市や区が実施する防災訓練や防災・減災研修会等への参加
- 6 自主防災組織への参画と協力



第2 家庭の減災力づくり項目

(1) 突発性災害と警告性災害の双方に共通な対策

#	減災対策項目	突発性災害と警告性災害に共通の内容
1	居住地区の特性を知る	地形・地質・災害の歴史、ハザード情報等の理解
2	緊急時持出品の整備	屋内避難経路、屋外倉庫、車のトランク等での分散管理
3	備蓄品の充実	飲料水や食料等、生命維持を主とした家庭内備蓄
4	携帯電話や笛の必携	連絡や情報収集に必要なモバイル通信機や笛の必携
5	衛生対策	ウイルス感染症予防対策や凝固剤使用の排泄物対策等
6	戸別分散避難先の選定	避難先でのウイルス感染を避けたい場合、平時に戸別に避難先を選定し、居住地区に提出しておく
7	救命知識の習得	AED 使用法や骨折や捻挫の応急処置等の知識の習得
8	その他の知識の習得	災害が ランチアの利用、罹災証明、避難生活の PITS 等
9	学習会や訓練への参加	防災・減災に関する学習会や訓練に積極的に参加

(2) 突発性災害向けに取り組んでおきたい対策

#	減災対策項目	突発性災害対策の内容
1	建物の耐震化	震度7規模(激震)に耐えられる建物倒壊防止の対策
2	避難経路の確保	屋内外の避難経路とその安全性の確保
3	頭部・足元保護	急な揺れで、頭と足にケガをしない対策
4	暗闇対策	夜間停電時のケガを防ぎ、安全に避難できる対策
5	家具類転倒移動落下防止	家具類・電気器具等の転倒や落下や移動を防ぐ対策
6	ガラスの飛散防止	窓ガラスや食器棚等にフィルムを貼る飛散防止対策
7	初動規定の作成	在宅中の突発性災害への初動対応の整備
8	避難先の確認 ※	一時避難場所、戸別分散避難先 指定避難場所、指定避難所、指定福祉避難所

※：災害種別で、指定避難所が異なる場合があります。

市民編

(注) 本資料は地域防災計画内の「市民編」で、市民向けダイジェスト版ではない。

第3節 居住地区の減災力強化

第1 地区・地域の減災力づくり項目

(1) 突発性災害と警告性災害に共通な具体的対策

#	減災対策項目	突発性災害と警告性災害に共通の内容
1	減災力強化の人材育成	減災に関する知識と技能を有する人材の育成
2	自主防災の組織化	いざという時に機能する自主防災組織の編成
3	ハード整備	防災倉庫や発電機、救出員等の整備
4	ソフト整備と啓発	行動規定や集団避難生活上の留意点等の整備と啓発
5	備蓄品の整備	3日間を目安とした水や食料、生活用品の備蓄
6	共助物資の確保	いざという時に地区内から調達できる仕組みの確立
7	応急危険度判定士の育成	発災後の建物の安全性を判定できる人の育成
8	地区財産の保護	神社や寺等、地区の大切な共有財産を守る対策
9	PITS 軽減化知識の啓発	集団避難生活でのパニック、感染、トラブル、ストレスを軽減する学習の機会づくり
10	戸別分散避難制度の導入	戸別に分散避難できる仕組みづくり
11	安否確認の方法の決定	地区住民の安否確認の方法の決定と啓発
12	居住者名簿の整備	世帯主名簿に、世帯人数や要配慮者数を付加した名簿
13	特殊技能者名簿の整備	看護師や建築士、ヘルパー等の技能を有する者の名簿
14	災害対策本部への連絡法	複数の人が災害対策本部に連絡できる技能の習得
15	地区防災計画の整備	計画的・段階的に整備と訓練を実施する計画の策定
16	訓練の計画と実施	普段に
	・地区自主訓練の実施	・地区単独で訓練テーマを決めて実施
	・協働自主訓練の実施	・周辺地区と協働で訓練テーマを決めて実施
	・一斉訓練の実施	・行政のテーマに沿った訓練の実施

(2) 突発性災害向けに取り組んでおきたい対策

#	減災対策項目	突発性災害対策の内容
1	地区減災マップの作成	初動規定と一体化したマップの作成
2	一時避難場所の決定	小地区（班または組）別に空地や駐車場等を自主指定
3	指定避難場所の整備	要配慮者優先利用のルール徹底と環境整備

(3) 警告性災害向けに取り組んでおきたい対策

#	減災対策項目	警告性災害対策の内容
1	地区タイムラインの導入	時系列対応の機能の構築と住民への啓発
	・要支援者名簿対応	・支援マップづくり（＝要支援者個別避難計画）
	・支援協力体制の確立	・消防団員等と協力体制を整え、支援マップを共有化
	・指示系統の明確化	・指示・確認・記録の責任者を決める
2	緊急一時避難先の確保 ※	地区の立地から緊急一時避難先（高台等）を確保

※：居住場所の低地から低地へ避難する場合、一旦、高台等に避難します。

11

警告性災害向けに取り組んでおきたい対策

対策項目	警告性災害対策の内容	
1	避難行動要支援者を知る	どのタイミングで、どのような避難情報が出るか知る
2	避難行動要支援者を知る	地区内の、緊急時に支援を求めている人を知る
3	要支援者対応を学ぶ	家族を含めた要支援者への対応を学習する
4	財産車両の保護先の決定	避難に使わない車や農耕車両の避難場所の決定する
5	緊急一時避難先を知る ※	地区で決めた一時の緊急一時避難先（高台等）を知る
6	避難先の確認 ※※	指定避難所、指定福祉避難所、戸別分散避難先

※：低地の居住場所から、低地の指定避難所に避難する場合は一旦、高台等に避難します。

※※：突発性災害時と警告性災害時で、指定避難所が異なる場合があります。また、地区内で複数の指定避難所に向かう場合もあります。

第3 家庭内初動規定の例示

発災直後の初動は大変重要で、日頃から家族同士で話し合い、結果を家庭内初動のルールとして整備や訓練をすすめる。

- 1 避難通路を決める。
- 2 玄関や階段に物を置かない。
- 3 大地震では、まず机やテーブル等の下に入って身を守る。
- 4 緊急時持出品を準備し、定期的に入れ替える。
- 5 緊急時の連絡方法を決定する。（複数ケース）
- 6 家族避難訓練を実施する。
- 7 救命知識を習得する。
- 8 避難所では率先して共助に参加する。
- 9 避難生活で活用できる共助物資を準備する。 等



4 地区タイムライン実現の支援体制づくり

どこまで協力者の体制を広げるかは任意である。ただ、留意したい点は、

- ① 地区責任者は司令塔に徹する。
- ② 地区責任者の代わりに区役員等が動く。
- ③ 民生委員は重責となるので支援体制から外す。
- ④ 現役消防団員への協力は、タイムライン前半の避難行動要支援者の搬送段階までとする。
- ⑤ 減災リーダーと消防団OBにも参画を求める。
- ⑥ 要支援者を誰が担当するかは決めない。

を参考に協力体制をつくり、地区住民に広報して、平常時に訓練しておく必要がある。

12

☞ 地区内での要支援者対応には限界があることを平常時から周知させる。
 避難行動要支援者に担当を決めてしまうと、その人に責任が生じ、不在の場合は対応できないので、「その時いる人みんなに対応する」と考える。

5 地区責任者のタイムライン

地区責任者は司令塔として指示と確認、記録に徹する。詳細は地区防災計画に記載がある。

【平常時の取り組み】

- ① 新しい名簿を受領後、新規登録者には「避難行動要支援者への確認書」（別紙資料2）を要支援者またはその家族に渡し、マップへの5項目の掲載と、希望搬送先を確認する。また、非常時の対応についての説明を行う。
- ② 新しい支援マップを作成し、複写して協力員に配布して説明する。

【非常時の取り組み】

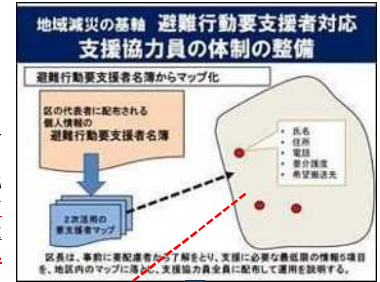
- ① 高齢者等避難の予告前に「連絡文」（別紙資料3）を作成する。
- ② 市からの高齢者等避難の予告で、「連絡文」を名簿の対象者全員に配布する。（手渡しする）
- ③ 防災無線等で、協力員に要支援者への連絡終了を伝える。（搬送の個別指示も行う）
- ④ 高齢者等避難の発出で、協力員は対象者を搬送する。
- ⑤ 防災無線等で、健常者に避難の準備を連絡する。
- ⑥ 避難指示の予告・発令で、残りの地区住民に指定避難所等へ向かうよう指示する。
- ⑦ その後、地区責任者も指定避難所に向かい、地区住民の受入れ側に回る。

2 地区タイムライン実現への支援マップ

市から地区責任者等に、定期的に改定された「避難行動要支援者名簿」が届けられる。この名簿は個人情報であるため、複写して利用することはできない。また、多くの地区住民の協力を得ないと要支援者を優先避難させることはできない。そこで、**地区内**の簡易的な支援マップ上に避難行動要支援者の

- 氏名
- 住所
- 電話番号
- 要介護度
- 希望搬送先

の5項目を表示すること、支援するためには、そのマップを地区内の協力者に配布して共有化することを、要支援者またはその家族から了解を得ておく必要がある。特段、「希望搬送先」は重要で、概して「市が指定した福祉避難所」「普段利用している民間福祉施設」「持病のため通院している病院」の3つに分かれるが、福祉避難所以外は、その施設が緊急時に受け入れてくれるかどうか確認をとる必要がある。



地区内で共有

3 避難行動要支援者個別避難計画の共有と提出



対象地区は、毎年、市に提出

相模市

【国の指針】

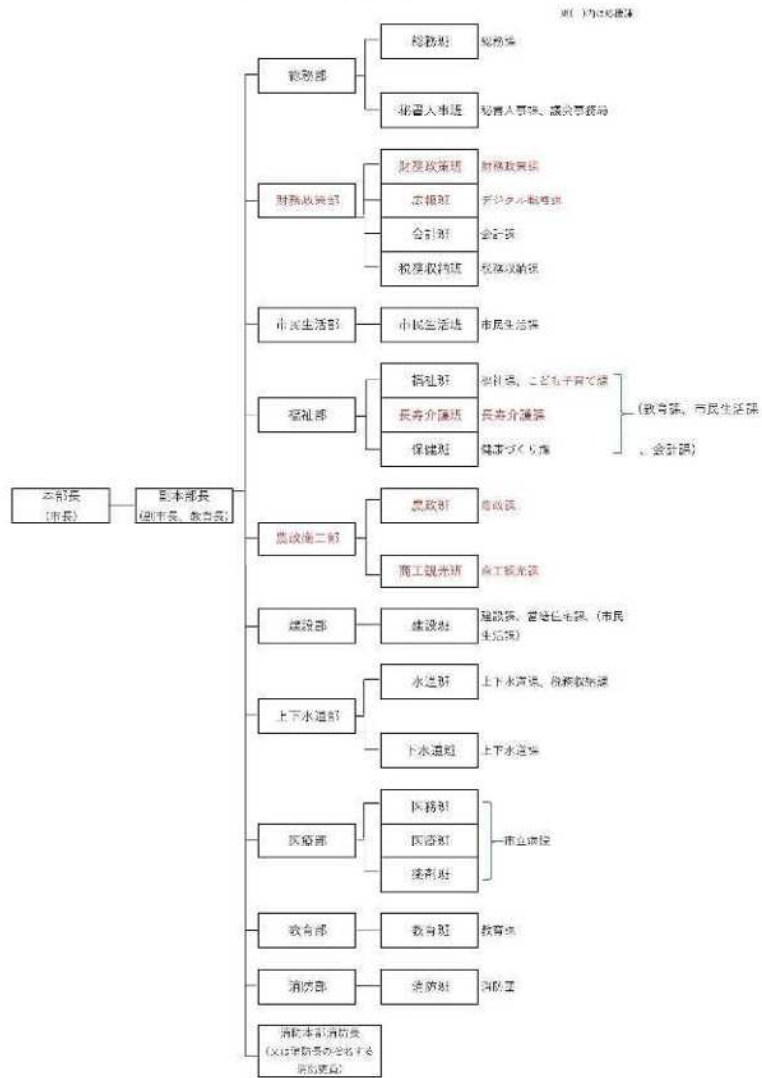
地区内で共有されたこのマップは、「避難行動要支援者個別避難計画」として市に提出する。災害対策基本法令と3年改正部より、本計画の留意点は以下となる。

- ① 避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ② 計画作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
- ③ 個別避難計画の情報の支援者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
- ④ 社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意

【区の対応】

- ① 要支援者の新規登録段階で、本人及び家族に、「その時は、可能な範囲で支援するが、対応できない場合もある」ことを伝えておく。また、支援する人を固定化しない。
- ② 6月の市内一斉訓練後、記載項目に変更があれば訂正し、訂正後を市に提出する。
- ③ できるだけ多くの区民で支援協力員の体制を整え、支援マップを共有する。
- ④ 平時、社会福祉施設等に入所中で、台風等で施設が閉鎖され、自宅に戻るといふ人は、介護認定度により地区で対応できない場合もあり、確認段階で家族と協議して決める。

重崎市災害対策本部編成表



資料編

部	部員	班	分 学 事 務		
			初動（発災直後）	1～3日後（被災状況に応じて初動事務に追加して行う業務）	
財務政策部 (財務政策課長)	財務政策課 デジタル戦略課 会計課 税務収納課	財務政策班 (兼 財務政策長)	1	被災者の情報、関係、相談、問い合わせ等の受付に関する事。	災害対策に関する財政計画に関する事。
			2	被害状況等の取りまとめ及び県等への報告に関する事。	
		広報班 (デジタル戦略課長)	1	市民への広報活動に関する事。	
			2	災害状況の記録、撮影に関する事。	
			3	報道関係との連絡及び記者会見等に関する事。	
		会計班 (会計課長)	1	(福祉助産班に準ずる。)	災害の経理出納に関する事。
			2		業接金の受付及び保管に関する事。
			3		指定金融機関等との連絡調整に関する事。
		税務収納班 (税務収納課長)	1	(上下水道部水滞班・下水道班に準ずる。)	住家賠償の積立に関する事。
			2		罹災証明の発行に関する事。
3			被災納税者の減免等に関する事。		
4			被災住民への対応等の相談に関する事。		
市民生活部 (市民生活課長)	市民生活課 市民生活班 (市民生活課長)	1	救助物資等の受付、保管、仕分け、配分に関する事。	被災地の消毒等防疫対策に関する事。	
		2	死体の処理及び埋火葬に関する事。	処理することの出来ない一般廃棄物の処置に関する事。	
		3	要援者名簿の作成に関する事。		
		4	遗体収容所の設置運営に関する事。		
		5	被災者支援システムに関する事。(災害状況、死亡者等の情報収集)		
		6	外国人への支援に関する事。		
		7	帰宅困難者対策に関する事。		
		8	災害地の環境保全及び環境回復に関する事。		

P238

238

部	部員	班	分 学 事 務		
			初動（発災直後）	1～3日後（被災状況に応じて初動事務に追加して行う業務）	
福祉部 (福祉課長)	福祉課 こども子育て課 長寿介護課 健康づくり課 保健班 (応援) 教育課 市民生活課 会計課	福祉班 (こども子育て課長)	1	避難所の開設及び運営に関する事。	災害申請金の支給等に関する事。
			2	炊出し及びその泡食料品の調達、配給に関する事。	被災者生活再建支援金の支給に関する事。
			3	避難情報の告知、緊急時の避難誘導に関する事。	災害ボランティアの募込に関する事。
		長寿介護班 (長寿介護課長)	1	社会福祉協議会との連絡に関する事。	災害救助法の請求に関する事。
			2	日本赤十字社、ボランティア団体等との連絡調整に関する事。	
			3	要配慮者の安否確認及び救助救援に関する事。	
		保健班 (健康づくり課長)	1	感染症の予防及び保健衛生指導に関する事。	被災住民に対する心身及び食生活支援対策等各種相談業務に関する事。
			2	救護所の設置に関する事。	
			3	医療機関への情報伝達と調整に関する事。	
			4	傷病者の応急手当及び連絡に関する事。	
			5	遺体の検案及び取骨の協力に関する事。	
			6	自治市医師会、北田市医師会、埴野市医師会との連絡に関する事。	
保健師 (再掲)	1	感染症の予防及び保健衛生指導に関する事。	被災住民に対する心身及び食生活支援対策等各種相談業務に関する事。		
	2	救護所の設置に関する事。			
	3	傷病者の応急手当及び連絡に関する事。			
	農政班(兼農政課長)	1	農作物、農耕地の被災状況調査集計及び応急対策に関する事。	農林業団体等との連絡調整に関する事。	
		2	家畜の応急対策、応急救護及び防疫に関する事。		
	農政課 商工観光課	商工観光班 (商工観光課長)	1	災害対応対策に要する資機材、車両器具、燃料調達に関する事。	被災商工業者に対する融資及び復興支援に関する事。
2			災害による資材等の緊急輸送に関する事。	防災事業施設の被害調査及びBCP普及に関する事。	
3			民間自衛隊等の整車及び輸送に関する事。		

P239

239

○指定避難所一覧（地震）

14

○指定避難所一覧（土砂災害・洪水）

避難所名所	対象地区名	避難所住所
1 葦崎小学校	五丁目、下宿、中宿、二丁目、旭町、天神町、日の出町、富士見二・三丁目、中島町	本町二丁目2番41号
2 葦崎高等学校	一丁目、水神町、若宮町、西町、富士見一丁目、富士見ヶ丘	若宮三丁目2番1号
3 穂坂小学校	宮久保、鳥の小池、三ツ澤、柳平、上今井、長久保、原	穂坂町宮久保6121番地
4 穂坂公民館 (コミュニティセンター)	飯米場、県営葦崎穂坂団地	穂坂町宮久保6196番地1
5 勤労青年センター	上の原、権現沢、日之城、三之蔵、岩下、上ノ山、岩下岩根	穂坂町宮久保5136番地2
6 健康ふれあいセンター (ゆーぶるにらさき)	中條二区、小田川五区、六区	中田町中條1800番地1
7 中田公民館 中田屋内運動場	中條一区、中條三区、中條四区	中田町中條490番地1
		中田町中條490番地1
8 葦崎北東小学校	駒井、鳥居、絵見堂、上野、坂井、道下、坂井尾根組、藤井ニュータウン、駒井リバーサイドタウン、新原組	藤井町駒井1912番地
9 東京エイトの葦崎文化ホール	北下條、蔵の前、北下條団地、サンコ-ボラス藤井住宅	藤井町坂井205番地
10 葦崎東中学校	一ツ谷、上祖母石、下祖母石、市営祖母石住宅、サンコ-ボラス祖母石住宅、南下條、相袋	藤井町南下條371番地
11 清哲公民館	折居、青木上、青木下、中谷、御杉、おりい台	清哲町青木2309番地1
12 旭屋内運動場	武田、北宮地、鍋山、御堂、北原、旭団地、鋳物師屋、宮下、小曾根、北宮地西中北	旭町上條北割3879番地1
13 甘利小学校	山口、鍛冶屋、山寺、竹の内、久保、湯舟、県営旭団地、すすらん団地、若尾、若尾東田住宅、久保南組、久保サンライズ	大草町上條東割821番地1
14 大草公民館 甘利児童センター	羽根、西の割、町屋、羽根堤南	大草町上條東割788番地
		大草町上條東割788番地
15 竜岡公民館 竜岡体育館	若尾団地、若尾新田、坂の上、石宮、真葛、越道、サンコ-ボラス竜岡住宅、みだいスカイタウン、竜岡サンステージ、海老島	竜岡町下條南割1007番地
		竜岡町下條南割1007番地

指定避難所一覧（地震）の「1 葦崎児童センター」「3 祖母石公民館」「9 穴山公民館」「10 北東児童センター」「11 藤井公民館」「13 円野公民館・円野屋内運動場」「15 葦崎北西小学校・北西児童センター」「16 神山公民館・神山屋内運動場」「17 葦崎西中学校」「18 旭公民館」「19 みだい体育センター」「22 葦崎工業高等学校」「24 エコパークたつおかコミュニティセンター」は、土砂災害・洪水時の避難所には適さないため使用できません。

※石水、伊藤窪、夏目、次第窪、重久、久保、上丹井、下丹井、宇波丹井、入戸野、三ツ石組、市営円野住宅については、穴山体育館が完成するまでの間、暫定的に穴山公民館 各分館を避難所とする。

※指定緊急避難場所については、P107 行政編第1部共通災害対策部第2章第14節避難対策に記載

避難所名所	対象地区名	避難所住所
1 葦崎小学校 葦崎児童センター	五丁目、下宿、中宿、二丁目、旭町、天神町、日の出町、富士見二・三丁目、中島町、岩下	本町二丁目2番41号
		本町二丁目1番7号
2 葦崎高等学校	一丁目、水神町、若宮町、西町、富士見一丁目、富士見ヶ丘	若宮三丁目2番1号
3 祖母石公民館	一ツ谷、上祖母石、下祖母石、市営祖母石住宅、サンコ-ボラス祖母石	下祖母石370番地
4 穂坂小学校	宮久保、鳥の小池、三ツ澤、柳平、上今井、長久保、原	穂坂町宮久保6121番地
5 穂坂公民館 (コミュニティセンター)	飯米場	穂坂町宮久保6196番地1
6 勤労青年センター	上の原、権現沢、日之城、三之蔵、上ノ山、岩下岩根	穂坂町宮久保5136番地2
7 健康ふれあいセンター (ゆーぶるにらさき)	中條二区、小田川五区、六区	中田町中條1800番地1
8 中田公民館 中田屋内運動場	中條一区、中條三区、中條四区	中田町中條490番地1
		中田町中條490番地1
9 穴山公民館	重久	穴山町4487番地1
10 葦崎北東小学校 北東児童センター	駒井、鳥居、石水、伊藤窪、夏目、次第窪、久保、藤井ニュータウン、藤井リバーサイドタウン	藤井町駒井1912番地
		藤井町駒井2248番地1
11 東京エイトの葦崎文化ホール 藤井公民館	絵見堂、上野、坂井、北下條、道下、北下條団地、坂井尾根組、新原組	藤井町坂井205番地
		藤井町坂井199番地1
12 葦崎東中学校	南下條、相袋、蔵の前、サンコ-ボラス藤井、県営葦崎穂坂団地	藤井町南下條371番地
13 円野公民館 円野屋内運動場	上丹井、下丹井、宇波丹井、入戸野、市営円野住宅	円野町下丹井1199番地3
		円野町下丹井1239番地1
14 清哲公民館	中谷	清哲町青木2309番地1
15 葦崎北西小学校 北西児童センター	折居、青木上、青木下、おりい台、三ツ石組	清哲町青木1078番地1
		清哲町青木193番地1
16 神山公民館 神山屋内運動場	北宮地	神山町北宮地945番地3
		神山町北宮地1019番地
17 葦崎西中学校	御杉、武田、鍋山、御堂、北原、旭団地、鋳物師屋、若尾団地、北宮地西中北	神山町鍋山1番地1
18 旭公民館 旭屋内運動場	宮下、小曾根	旭町上條北割3879番地1
		旭町上條北割3879番地1
19 みだい体育センター	山寺、竹の内、久保、湯舟、県営旭団地、久保南組、久保サンライズ	旭町上條南割3251番地1
20 甘利小学校	山口、鍛冶屋、すすらん団地、羽根、西の割、羽根堤南	大草町上條東割821番地1
21 大草公民館 甘利児童センター	町屋	大草町上條東割788番地
		大草町上條東割788番地
22 葦崎工業高等学校	若尾、若尾新田、坂の上、サンコ-ボラス竜岡、若尾東田住宅、海老島	竜岡町若尾新田50番地1
23 竜岡公民館 竜岡体育館	石宮、竜岡サンステージ	竜岡町下條南割1007番地
		竜岡町下條南割1007番地
24 エコパークたつおか コミュニティセンター	真葛、越道、みだいスカイタウン	竜岡町下條南割1895番地

○指定緊急避難場所一覧

※土砂災害・洪水時に緊急避難場所として適さない場所につきましては、使用できませんので「×」としています。

	避難地名称	避難地住所	災害の種類ごとの指定	
			地震	土砂災害・洪水
1	葦崎小学校	本町二丁目2番41号	○	○
	葦崎児童センター	本町二丁目1番7号	○	×
2	葦崎高等学校	若宮三丁目2番1号	○	○
3	祖母石公民館	下祖母石370番地	○	×
4	穂坂小学校	穂坂町宮久保6121番地	○	○
5	穂坂公民館 (コミュニティセンター)	穂坂町宮久保6196番地1	○	○
6	勤労青年センター	穂坂町宮久保5136番地2	○	○
7	健康ふれあいセンター (ゆーふるにらさき)	中田町中條1800番地1	○	○
8	中田公民館	中田町中條490番地1	○	○
	中田屋内運動場	中田町中條490番地1	○	○
9	穴山公民館	穴山町4487番地1	○	×
10	葦崎北東小学校	藤井町駒井1912番地	○	○
	北東児童センター	藤井町駒井2248番地1	○	×
11	東京U/カノ葦崎文化ホール	藤井町坂井205番地	○	○
	藤井公民館	藤井町坂井199番地1	○	×
12	葦崎東中学校	藤井町南下條371番地	○	○
13	円野公民館	円野町下内井1199番地3	○	×
	円野屋内運動場	円野町下内井1239番地1	○	×
14	清哲公民館	清哲町青木2309番地1	○	○
15	葦崎北西小学校	清哲町青木1078番地1	○	×
	北西児童センター	清哲町青木193番地1	○	×
16	神山公民館	神山町北宮地945番地3	○	×
	神山屋内運動場	神山町北宮地1019番地	○	×
17	葦崎西中学校	神山町鍋山1番地1	○	×
18	旭公民館	旭町上條北割3879番地1	○	×
	旭屋内運動場	旭町上條北割3879番地1	○	○
19	みだい体育センター	旭町上條南割3251番地1	○	×
20	甘利小学校	大草町上條東割821番地1	○	○
21	大草公民館	大草町上條東割788番地	○	○
	甘利児童センター	大草町上條東割788番地	○	○
22	葦崎工業高等学校	龍岡町若尾新田50番地1	○	×
23	竜岡公民館	龍岡町下條南割1007番地	○	○
	竜岡体育館	龍岡町下條南割1007番地	○	○
24	エコパークたつおか コミュニティセンター	龍岡町下條南割1895番地	○	×
※下記は、要配慮者及びその介助者を対象とします。				
25	老人福祉センター	大草町若尾1680番地	○	○
26	大草デイサービスセンター こぶし荘	//	○	○
27	旧なごみの郷穴山	穴山町4411番地	○	○